



鳥 労 発 基 0826 第 1 号  
令 和 4 年 8 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥 取 労 働 局 長  
山 本 浩

司

印

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鳥取県労働組合総連合議長から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。